

## 運賃設定の考え方

### ■運賃及び料金等の検討において留意すべき事項

一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して乗合バス（乗合タクシーを含む）の運送を行う場合の運賃及び料金については、他の旅客自動車運送事業者との間に不当競争を引き起こすおそれがないこと、財政負担を踏まえつつ、安全運行に必要な費用を確保できること及び持続的な運行が可能であることにつき、十分に検討する必要がある。

※ コミュニティバスの導入に関するガイドライン（国土交通省）より

### ○コミュニティバス等のサービス方針

#### ・運賃体系

✓乗合タクシーは、定額制を基本とします。〔障害者、子供（小学生）については、大人運賃の半額。〕

※ コミュニティバス等導入ガイドライン（さいたま市）より

### ■運賃検討の考え方

運賃は、以下の考え方で検討。

#### (1) 不当競争を引き起こすおそれがないか

路線バスやタクシー等と不当な競争が行なわれないよう、サービス水準に対応した運賃をバス運賃、タクシー料金を考慮。

#### (2) 運行経費の確保、持続的な運行が可能であるか

安全運行に必要な費用が確保でき、持続的に輸送サービスを提供することを前提とした運賃。

#### (3) 市民の要望等に対応しているか

他地域との公平性、運賃収受等に手間のかからない、支払いやすい運賃、地元の受け入れやすい運賃（意見募集の結果）。

## ■ 運賃設定の方向性検討

運賃検討の考え方にに基づき、運賃設定の方向性を整理。

運賃検討の考え方		運賃検討の視点	運賃設定の方向性	
(1) 不当競争を引き起こすおそれがないか	サービス水準（運行時刻や乗降場所等）に対応し、路線バスやタクシー等と競合しない運賃	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービスは、現況の路線バスサービスと同程度。</li> <li>タクシーに比べると、サービスは限定的（利用時刻、乗降場所、相乗り等）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>路線バスサービスの初乗運賃は200円であるが、競合回避を考慮。</li> <li>タクシーの初乗運賃は500円。サービスはタクシーより低いことから、500円より安い運賃</li> </ul>	(サービスより) <b>200円超 500円未満</b>
(2) 運行経費の確保、持続的な運行が可能であるか	市負担額を抑制できる運賃	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支率40%以上となる運賃</li> <li>市負担額がより少ない運賃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>300円：収支率13.6%</li> <li>市負担額：7,015千円（R4年度実績）</li> </ul>	(収支率より) <b>300円以上</b>
(3) 市民の要望等に対応しているか	同水準の交通モードを導入している、他地域との公平性	<ul style="list-style-type: none"> <li>見沼区大砂土東地区 外5地区</li> <li>岩槻区 並木・加倉地区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定額制 300円</li> <li>定額制 200円</li> </ul>	<b>200円 又は 300円</b>
	分かりやすい運賃、運賃收受等に手間のかからない、支払いやすい運賃	<ul style="list-style-type: none"> <li>定額制</li> <li>現金払い</li> <li>小銭扱いのない運賃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>100円単位の運賃</b></li> </ul>	
	地元の受け入れやすい運賃	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見募集の結果 [資料 2]</li> </ul>	運賃に対する意見募集をした結果、運賃に対する意見はなかった	<b>300円</b>

## ■ 現行運賃

定額制 1乗車 300円

※現金のみ

※子供（小学生）：大人運賃の半額

※障がい者：大人・子供の運賃の半額

## ■ 運賃（案）

以上より、見沼区片柳西地区乗合タクシーの運賃を現行運賃同様に以下のとおりとしたい。

**・ 定額制 1乗車 300円**

※現金のみ

※子供（小学生）：大人運賃の半額

※障がい者：大人・子供の運賃の半額